

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第778号)

平成22年5月19日

横 情 審 答 申 第 778 号

平 成 22 年 5 月 19 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき  
るご質問について（答申）

平成21年10月22日市窓第1097号による次のご質問について、別紙のとおり答申します。

「（1）本人確認情報非通知申出書（2）上記（1）の非通知申出書を基に作成したデータ（3）住基ネット横浜方式に係る履歴データ等削除の際に使用した非通知希望者の住民票コードリスト」の非開示決定に対する異議申立てについてのご質問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「(1) 本人確認情報非通知申出書(2) 上記(1)の非通知申出書を基に作成したデータ(3) 住基ネット横浜方式に係る履歴データ等削除の際に使用した非通知希望者の住民票コードリスト」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「2006年、住基ネット横浜方式に係る履歴データ等削除の際に使用した非通知希望者の住民票コードリストの一切」の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成21年7月6日付で「(1) 本人確認情報非通知申出書(以下「文書1」という。)(2) 上記(1)の非通知申出書を基に作成したデータ(以下「文書2」という。)(3) 住基ネット横浜方式に係る履歴データ等削除の際に使用した非通知希望者の住民票コードリスト(以下「文書3」という。文書1から文書3までを総称して以下「本件申立文書」という。)」を特定して行った非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

## (1) 住民基本台帳ネットワークシステムについて

## ア 事業概要

住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)とは、市町村が管理している住民基本台帳に記載されている事項のうち、本人確認情報(氏名、出生年月日、性別、住所、住民票コード及びこれらの変更情報)を、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)第30条の5第1項の規定により、都道府県知事(横浜市の場合は神奈川県知事)に通信回線(専用回線)を通じて通知(以下、同条第2項の表現に沿って「送信」という。)し、都道府県知事、又は都道府県知事がその事務を行わせることとした指定情報処理機関(住基法第30条の10)が、住基法第30条の7及び第30条の8に定める国の機

関等に対して本人確認情報を提供する、又は都道府県知事が利用する全国規模のネットワークシステムであり、平成11年の住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成11年法律第133号。以下「改正法」という。）により新たに規定され、平成14年8月から全国で稼働した。

#### イ 住基ネットの仕組み

横浜市では、住民基本台帳に関する事務を効率的に処理するため、市民に対する住民票の写しの交付や住所異動に関する処理等について、平成3年に住民記録システム（以下「既存住民記録システム」という。）を稼働させているが、平成14年の住基ネットの稼働にあたっては、住基ネットの専用機器であるコミュニケーションサーバ（以下「CS」という。）と、あわせてCSと既存住民記録システムを接続するための中間サーバ等、住基ネットの運用に必要な機器類を設置した。

住基法第30条の5第1項に基づいて、住基ネット上で神奈川県知事への送信を行う場合、既存住民記録システムで管理している住民情報のうち、送信すべき本人確認情報に関するデータを中間サーバで生成し、そのデータをCSに送信することで、CS上にある本人確認情報を更新する。この結果、CS上から、更新されたデータが通信回線を通じて神奈川県知事が管理する都道府県サーバに送信され、保存される。

また、この後神奈川県知事が住基法第30条の11第1項に基づき、本人確認情報を指定情報処理機関（財団法人地方自治情報センター。以下「LASDEC」という。）に送信することにより、この送信された本人確認情報が全国サーバに保存される形となるが、このように都道府県サーバ及び全国サーバに保存された本人確認情報が、住基法第30条の7及び第30条の8に基づき、国の機関等に提供される仕組みとなっている。

#### ウ 住基ネット横浜方式

住基ネットの稼働を前提として、改正法附則第1条第2項では「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする」とされていたが、これに反して国は、平成14年8月の段階でこの「所要の措置」と位置づけられた個人情報保護のための関連法案（以下「個人情報保護関連法」という。）が国会で成立しないまま、住基ネットを先行して稼働させることとした。

このような状況で住基ネットに参加することは、市民の個人情報保護の面から

みて行政（市長）としての責任が果たせないとして、横浜市では、最終的に住基ネットには参加するとしただけで、個人情報の保護が法的に担保され、また住基ネットの総合的な安全性が確認できるまでの緊急避難的な措置として、市民に対し神奈川県への送信を強制しないこととし、この非通知の意思を申し出た者（以下「非通知申出者」という。）については当面の間、都道府県サーバに本人確認情報の送信を行わない「住基ネット横浜方式」を導入した。

これはあくまでも、住基ネットの総合的な安全性が確認できるまでの暫定的な措置であり、個人情報の保護が法的に担保され、また住基ネットの安全性が確認された段階ですべての本人確認情報について神奈川県に送信することを前提とし、このことは、市民にも当初からお知らせしていた。

この非通知の意思の申出については、市民に対し、まず平成14年8月5日付で、住基ネットの運用に必要となる「住民票コード通知票」とともに「本人確認情報非通知申出書」（以下「非通知申出書」という。）を送付し、この非通知申出書が郵送又は区役所に提出された場合に受け付けた。

あわせて、既存住民記録システムの運用・管理を行う行政運営調整局情報システム課（当時。現在の総務局情報システム課。以下「情報システム課」という。）に依頼して、この非通知申出書を提出した非通知申出者について、住民票コード、既存住民記録システム上で個人を特定するためのコード及びその申出日のデータを蓄積するデータベース（以下「データベース」という。）を、住基ネット横浜方式が解除されるまでの間に限定して一時的に構築し、職員が非通知申出書を基に既存住民記録システム端末からアスタリスクを付して入力することで、非通知申出者の登録を行った。

これにより、非通知申出者と非通知申出者以外の人との識別が既存住民記録システム端末の画面上で可能になるようにし、行政サービスに支障を生じさせないように運用することとした。

なお、住基ネット稼働直前の段階で既に横浜市に住民票をおいていた市民については、平成14年8月以前の住基ネット稼働に備えた準備段階（以下「準備段階」という。）の時点で、都道府県サーバに本人確認情報が送信されていたが、非通知申出者については「職権削除」データを都道府県サーバに送信し、住基ネット上で本人確認情報を利用できないようにした。

## エ 住基ネット横浜方式の解除及び全員参加の表明

これまで述べたような状況の下、住基ネットの稼働から一定期間が経過し、住基ネットそのものからの個人情報漏えい等の事故はなく順調に運用されていたこと、また個人情報保護関連法が施行されてから約1年経過したことなどを踏まえて住基ネットの運用がひとつの節目を迎えたと判断し、横浜市では、平成18年3月に住基ネットの安全性等について審議するため、情報セキュリティや法律面に精通した外部有識者で構成する「横浜市本人確認情報等保護審議会」（以下「審議会」という。）に対し、住基ネットの総合的な安全性について諮問した。

その結果、同年4月に審議会から「住基ネットの安全性は、稼働当初と比較し格段に高まっており、現時点において総合的に見て問題がないと判断できる」との答申を受け、これを踏まえ庁内で慎重に議論した結果、同年5月、住基ネット横浜方式の解除を前提として住基ネットに全員参加することと、あわせて非通知申出者のデータも都道府県サーバに送信することなどを発表した。

#### オ 非通知申出者に係るデータ送信

住基ネット全員参加に向けて、横浜市ではデータベースに蓄積されていた約82万人の本人確認情報について、神奈川県知事に対し、住基法第30条の5第1項に基づき、平成18年7月3日から本人確認情報の送信を開始し、非通知申出者に係る都道府県サーバへのデータ送信は同年9月に完了した。

この都道府県サーバへのデータ送信に際し、前述のとおり準備段階で都道府県サーバに送信された後に「職権削除」扱いとして処理した非通知申出者（以下「職権削除対象者」という。）のデータを利用できるようにするため、「職権記載」データを送信する必要があった。その結果、職権削除対象者のデータは都道府県サーバ上で「職権削除」という履歴の後に「職権記載」という履歴が記録された形となり、そのままでは、横浜市において非通知申出者であったことが識別しやすい履歴（以下「履歴データ」という。）として住基ネット上に残るため、次の段階の処理として、これら「職権削除」と「職権記載」が続く履歴データを抽出し削除するためのプログラムを外部委託により作成し、不要な履歴データを削除することとした。

ただしこの場合、非通知の意思に係る申出の有無にかかわらず、届出の誤りなど住民基本台帳上の通常の事務処理に係る理由によって、このように「職権削除」と「職権記載」の履歴が続く場合もあることから、削除対象となるデータを過不足なく確実に特定する必要がある。そのため、この特定にあたっては、非通

知申出者のデータベースから職権消除対象者のデータ（以下「削除対象データ」という。）を電磁的に抽出することとしたものである。

ここで抽出された対象者のデータをもとに、都道府県サーバ及び全国サーバに存在する職権消除対象者に係る履歴データの抽出及び削除を行うプログラム処理の実行をLASDECに依頼し、平成19年2月、これらの削除処理を実施した（以下、この削除処理に係る委託契約を「本件契約」という。）。

また、これに伴い、住基ネット横浜方式の解除に係る一連の作業がすべて終了したことから、同年3月、情報システム課に依頼し非通知申出者のデータベースの削除（データの一斉クリア）処理を行っている。

## (2) 本件申立文書について

文書1は、住基ネットの運用に必要となる「住民票コード通知票」とともに非通知の申出を受け付けるため平成14年8月5日付で市民に送付し、各区で受け付けた書類であり、文書2は、非通知申出書のデータを蓄積するデータベース（電磁的記録）、文書3は、住基ネット横浜方式において非通知希望者であったことの履歴を抽出して削除するためのプログラムを外部委託で作成する際に委託業者へ提示した仕様書に掲載されている「住基ネット横浜方式に基づく非通知希望者の住民票コードリスト」となっている。

また、非開示決定通知書送付の際は、異議申立人（以下「申立人」という。）が開示請求の際に指定した「住民票コードリスト」という表現に関して、紙媒体のリストか又は電磁的記録としては「非通知申出書を基に作成した非通知申出者のデータベース」のことを想定し、上記のとおり対応した。

ただしその後、平成21年8月に設けられた申立人との話合いの中では、申立人の意図が紙媒体に限定されたものだけではなく、職権消除対象者のデータを抽出した記録媒体も含めた広い概念での開示請求ということが判明している。

## (3) 非開示とした理由について

文書1については、平成14年8月に住基ネット横浜方式を導入する際、「非通知の申出に係る情報は、この住基ネット横浜方式に係る期間が終了した段階ですべて消去する」旨を市民に周知している。

このことから、非通知申出書については、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第34条第3項の主旨に基づいて平成14年度行政文書分類表（区役所共通）の「その他住民基本台帳関係書類」のうち、保存年限（1年）に該当するもの

と運用上定めていたが、住基ネット全員参加の時点で既にこの期間を経過していたという事実に加えて、最終的に住基ネット横浜方式を解除した状況においても一定の安全性が確保されることを見極めた上で、機密文書として廃棄処分を適切に行うこととし、この廃棄処分業務を民間事業者に委託のうえ、職員立会いの下、平成18年12月と平成19年6月にそれぞれ廃棄処理を実施した。

次に、文書2についても、上記の非通知申出書の廃棄処理と並行して、情報システム課に対し依頼書面を提出した上で、3(1)オのとおり蓄積された全データの消去作業を平成19年3月に実施している。

また、文書3について本件請求に際して当初申立人が指定した「住基ネット横浜方式に基づく非通知希望者の住民票コードリスト」という表現は、実際には住基ネット横浜方式において非通知申出者であった事実が特定可能な履歴を抽出して削除するためのプログラムの開発を外部委託で行う際、受託者であるLASDECに提示した仕様書に掲載されているものであり、一覧が可能な紙媒体のリストとしては存在しないものの、電磁的記録としては「その非通知申出書を基に作成した非通知申出者のデータベース」のことであると想定したことから、前述のとおりここに蓄積された全データの消去作業を実施し既に実体が存在しない旨を述べたものである。

加えて、当初の開示請求の意図に含まれることが話合いの後に判明した、履歴データの削除処理を実施するために職権削除対象者のデータを抽出した記録媒体CD-R(以下「記録媒体CD-R」という。)についても、セキュリティ面に十分配慮し、職員がLASDECに出向いてこの媒体を直接渡す形としたうえでさらに削除処理の実施後に記録媒体CD-Rを回収し、物理的に破砕して二度と読み出し処理ができないようにして処分したことから、非通知申出書同様、既に存在していない。

また、本件の非開示決定通知書では「委託業者等と協議した結果、上記のコードリストを必要としない方法で行うこととした」と記載したことについて、申立人は「契約後に協議の結果必要がなくなったので作成されなかったという説明は疑問といわざるを得ない」と異議申立書の中で指摘しているが、これに関しては、紙媒体のリストの代わりに職権削除対象者のデータを記録媒体に出力して電磁的な方法で提供したという事実結果を第三者にもわかるよう単純に記載したものに過ぎず、LASDECとの本件契約締結後にその仕様を変更し、契約条件の変更手続等を行わずに削除処理を履行したなどという事実も一切ない。

したがって、非通知申出書及びデータベース、また申立人との話合いの後に開示



請求の意図に含まれることが判明した、履歴データ削除の際に職権削除対象者のデータを格納した電磁的記録については、既にこれら一切を廃棄又は消去し保有していないことに加えて、仕様書上に記載のある「非通知希望者の住民票コードリスト」は、当初の開示請求の時点では紙媒体で一覧化されたリストを意図した表現であると想定したものの、これはもとより作成又は取得していないことから、条例第10条第2項に基づき、非開示としたものである。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 申立人が本件請求をしたのは、以前開示を受けた文書中に、「住基ネット横浜方式に係る履歴データ削除等に伴う業務委託」に関する書類があり、その中の仕様書に「住民票コードリスト」という記載があったが、従前、横浜市は、非通知申出者のリストは存在しないと説明していたので、申立人は疑問を持ち、これについて改めて開示請求するに至ったものである。「2006年、住基ネット横浜方式に係る履歴データ等削除の際に使用した非通知希望者の住民票コードリストの一切」と記載したのはこのようないきさつによるものであり、この経緯は請求時に処分庁の担当者も了知していた。

##### ア 文書1について

そもそも請求対象の文書ではなく、これを対象文書と特定したことは誤りである。明らかに請求対象でないこの文書を対象にしたのはなぜか。既に特定してしまった以上は、どうしてこの時期に（しかも二つの時期に分けて）廃棄したのか、間違いなく廃棄したのか、などの疑問があり、これらについて審査会において調査の上判断されるよう求める。

##### イ 文書2について

これは従前横浜市が存在しないといていた、「不参加申出者のリスト」ではないのか。また、その記載内容（非通知申出者すべてが記載されているのか、非通知申出者氏名だけなのか基本4情報なのか、それ以外の情報も含むのか等）も不明である。

ここにいう「データベース」とは、要するに、非通知申出者のリストに他ならない。横浜市は住基ネット横浜方式についての説明として、「非通知者のリスト

は作成しない」旨繰り返し明言していた。申立人は、横浜市に質問し、回答を得る中でこのことを何度も確認している。そのようなものが存在するのであれば、これまでの処分庁の説明は虚偽であったことになる。

「保存年限（１年）経過により廃棄済みであり、保有していない」というが、保存年限の起算日はいつで、いつの時点で廃棄したのかも見当がつかない。

本来存在してはならないはずのものであり、このデータベースが存在したのか、存在したらどのようなものなのか、どうしてその事実を秘匿してきたのか。

上記で指摘した疑問点及び間違いなく平成19年３月に消去したのかについて、審査会において調査の上判断すべきである。

#### ウ 文書３について

申立人が異議申立書で、「仕様書に明記されている「住民票コードリスト」が、契約後協議の結果必要がなくなったので作成されなかったという説明は疑問といわざるを得ない」と指摘した点について、「紙媒体のリストの代わりに職権消除対象者のデータを記録媒体に出力して電磁的な方法で提供したという事実結果を第三者にもわかるよう単純に記載したもの」との実施機関の説明があったが、

「紙媒体のリストの代わりに職権消除対象者のデータを記録媒体に出力して電磁的な方法で提供した」ということと、「仕様書に明記されている住民票コードリストが、契約後協議の結果必要がなくなったので作成されなかった」という表現とは全く意味を異にする。前者によれば紙のリストではなく電子媒体のリストで処理したということなのに、後者の表現ではおよそリストというものが作成されず存在しなかったことを意味する。また、開示請求のきっかけになった仕様書には、「住民票コードリスト」とあわせて、「磁気媒体による削除対象データの送付」という記載が、フロッピーディスクのようなイラストと共に記載されている。つまり、磁気データによる提供は、当初から予定されていたといわざるを得ず、「契約後協議の結果必要がなくなったので作成されなかった」というのは事実と反する。そして、この仕様書を前提に開示請求した申立人としては、「仕様書に明記されている住民票コードリストが、契約後協議の結果必要がなくなったので作成されなかった」といわれれば、仕様書に書かれている電子媒体も含めて「作成されなかった」と受け取ることになる。極めてミスリーディングな記載といわざるを得ない。

このような一貫性を欠く不正確な理由説明がされたのはなぜなのか、正しい事

実はどういふことなのか、審査会において調査の上判断されたい。

また、それを踏まえて、LASDECに提供した磁気媒体が間違いなく処分されたのか、LASDECにコピーが残されている可能性がないか（悪意はなくとも、削除処理が確実にされたか確認のためにコピーを残したいと現場の技術者が考えることは十分にありうるのではないか。）も含めて十分調査されたい。

## 5 審査会の判断

### (1) 住基ネット横浜方式について

横浜市は、平成14年8月の住基ネットの稼働時において、住基ネットの安全性が確保されるまでの暫定的な措置であるとして、非通知申出者については、神奈川県への本人確認情報の送信を強制しない「住基ネット横浜方式」をとることを発表し、これを実施した。

なお、実施機関の説明では、住基ネット稼働直前の段階で既に横浜市に住民登録していた市民については、準備段階の時点で、都道府県サーバに本人確認情報が送信されていたが、非通知申出者については「職権削除」データを都道府県サーバに送信し、住基ネット上で本人確認情報を利用できないようにし、その後、審議会の答申などを踏まえ検討した結果、平成18年5月に住基ネットに全員参加することを表明し、非通知申出者の本人確認情報を都道府県サーバを通じ住基ネットに送信したが、その際に「職権削除」扱いとなっていた非通知申出者のデータを利用できるようにするため、「職権記載」データを送信したとのことである。

この結果、非通知申出者について、住基ネット上に「職権削除」と「職権記載」という履歴データが残ることとなり、この履歴データを削除する必要があるとして、横浜市は、本件契約により、当該履歴データを削除するためのプログラム処理の実行をLASDECに委託した。

### (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、本件請求に対し、実施機関が特定した文書1から文書3までの三つの文書である。

文書1は、住基ネット横浜方式において非通知申出者から実施機関に提出された本人確認情報非通知申出書であり、文書2は、文書1を基に作成したデータベースであり、文書3は、実施機関の説明によると、本件契約の際に委託業者に提示した仕様書に掲載されている文書名である。

### (3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、文書 1 及び文書 2 については廃棄済みであり、また、文書 3 についてはそもそも存在しないとしていずれも保有していないと主張しているため、当審査会では、平成22年 1 月15日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 文書 1 について

文書 1 は、非通知の申出を受けるため平成14年 8 月 5 日付で市民に送付し、非通知を希望する市民から提出された書類である。申立人は対象行政文書には当たらないとの主張だが、文書 1 は非通知申出の手続において、はじめに紙として受け付けるものであるため、対象行政文書として捉えるのは間違いないと考えている。

住基ネット稼働時の市内在住者については、平成14年 9 月 2 日から10月11日までに受け付け、当該期間以降の転入者等については、1 か月間という期限を決めて受付した。

平成18年 5 月に全員参加を決定した後は、「非通知申出についての情報は、住基ネット横浜方式の期間が終了したら、すべて消去する」という市民との約束があるので、なるべく早期に廃棄した方がよいと考えて、平成17年度までに受付したものは平成18年12月に、それ以降のものは平成19年 6 月に、民間事業者に委託して廃棄した。廃棄した記録としては、引取溶解証明書がある。

(イ) 文書 2 について

文書 2 は、文書 1 を基に作成したデータベースであり、非通知申出者の情報を紙面上でも画面上でも一覧としては参照できないものである。本件処分の際には、開示請求書にある「住民票コードリスト」という表現に関して、電磁的記録としては文書 2 を想定して決定した。

文書 2 についても、文書 1 の廃棄処理と並行して、情報システム課に対し依頼書面を提出した上で、全データの消去作業を平成19年 3 月に実施している。

(ウ) 文書 3 について

文書 3 は、本件契約の契約書の仕様書に記載された「住民票コードリスト」である。申立人は、開示請求書に「住民票コードリスト」と記載して請求しているが、その趣旨は、これまでの申立人とのやりとりから「リスト」という言葉には非通知申出者の情報を「一覧として参照できるもの」という意味が含まれていた。横浜市としては、「一覧として参照できるもの」という意味での

「リスト」は作成していないとこれまで説明してきており、本件請求に対して一覧として参照できない文書2は、住基ネット横浜方式の期間が終了するまでの間に限定して一時的に構築していたが、一覧として参照できる文書はそもそも保有していないということを明確にするため、あえて文書2とは別に文書3を特定した。

本件契約の契約書の仕様書にある「住民票コードリスト」は、削除対象データを抽出する元となるデータのことであり、実際には文書2からデータを抽出した。このことから、文書2と文書3は全く同じものである。

実際に本件契約において使用したのは、文書2のデータベースであり、文書2は(イ)のとおり消去済みであり、また一覧として参照できる文書はもともと作成していないことから、不存在である。

また、記録媒体CD-Rについては、本件処分では特定していないが、本件処分後の申立人との話合いの中で本件請求の意図に含まれることが判明したものであるため、非開示理由説明書において不存在の理由を記載した。この記録媒体CD-Rについては、委託業務終了後、回収して物理的に破砕して二度と読み出し作業ができないようにして処分したため、既に存在していない。

イ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 文書1の不存在について

申立人は、異議申立書では対象行政文書ではないとの主張であったが、当審査会が意見陳述の際に確認したところ、実施機関が請求対象を広めにして特定したことについての反論はさておき、文書1を特定した以上は、実施機関が不存在だとした点について判断すべきであるとの主張であった。このため、当審査会としては、文書1が対象行政文書であることに争いはないものとして、以下判断する。

実施機関は、文書1は、民間事業者に委託し、職員立会いの下、平成18年12月と平成19年6月に廃棄処理を実施し、廃棄した記録としては、民間事業者から提出された引取溶解証明書があると説明している。

そこで、実施機関に引取溶解証明書の写しを提出させ、見分したところ、平成18年12月12日、平成18年12月13日及び平成19年6月25日の日付で民間事業者が発行した証明書であることが確認された。

「住基ネット横浜方式の期間が終了したら、すべて消去する」という市民と

の約束に基づき廃棄したとする実施機関の説明に不合理な点は認められず、また廃棄した記録も存在することから、廃棄済みで存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められず、その他に文書1の存在を推認させる事情も認められない。

(イ) 文書2の不存在について

実施機関は、文書2についても、文書1の廃棄処理と並行して、平成19年3月に消去していると主張している。そこで、実施機関が情報システム課あてに文書2の消去を依頼した文書及び情報システム課から受け取った消去の記録を提出させ、見分したところ、平成19年3月9日に消去処理を実施したとの記録が確認された。

データが削除された記録が存在しており、住基ネット横浜方式の期間終了とともに文書1と並行して消去処理を実施したとする実施機関の説明に不合理な点は認められず、その他に文書2の存在を推認させる事情も認められない。

(ウ) 文書3の不存在について

実施機関は、文書3として、本件契約の契約書の仕様書に記載された「住民票コードリスト」を特定しており、その理由として、一覧として参照できる文書はそもそも保有していないということを明確にするためであると説明している。

本件請求の開示請求書には、「・・・住民票コードリストの一切」と記載されており、本件請求が本件契約の契約書の仕様書に「住民票コードリスト」との記載があることからなされたものであることについては、双方が認めている。本件については、実施機関と申立人との間に請求に至るまでの長年のやりとりがあり、開示請求書の記載から請求範囲を把握することは困難であるが、開示請求書には仕様書にある「住民票コードリスト」に該当する行政文書に限定するとの趣旨の記載は認められず、また申立人の異議申立書等の主張から推察すると、申立人が請求しているものは、本件契約に係る委託業務において使用された文書のうち、非通知申出者に係る情報を含むもの全てであると考えられる。

そこで、当審査会において当該仕様書を見分したところ、「図1 処理概要図」からは、「住民票コードリスト」から削除対象データを抽出し、それを磁気媒体に記録した上で作業を行うことが読み取れた。この作業工程のなかで、非通知申出者に係る情報を含む文書としては、削除対象データ抽出の元となっ

た「住民票コードリスト」と磁気媒体に記録された削除対象データが該当すると考えられる。

この二つの文書について、実施機関は、実際に委託業務を実施するにあたり、仕様書にある「住民票コードリスト」として使用したのは文書2であり、また、削除処理を実施するために抽出した削除対象データは記録媒体CD-Rに記録し、LASDECに職員が直接出向いて渡したと説明している。

このうち、文書2の不存在については、(イ)で判断したとおりであるので、削除対象データの不存在について以下検討する。

実施機関は、削除対象データの記録媒体CD-Rについては、削除処理の実施後に媒体を回収し、この記録媒体CD-Rを物理的に破砕して二度と読み出し処理ができないようにして処分したと説明しており、当審査会で確認したところ、処分した記録などは残していないとのことであった。

そこで、当審査会において実施機関をして当時の担当職員から陳述書を提出させて確認したところ、記録媒体CD-Rは、正副1枚ずつ計2枚あったが、平成19年2月15日に担当職員がLASDECに出張して記録媒体CD-Rを渡し、平成19年2月28日に正常終了を確認した上でLASDECから回収した後に、正副2枚ともに手で割って物理的に破砕して二度と読み出し処理ができないようにして処分し、当時の上司である担当課長にLASDECでの削除処理が正常に終了した旨と記録媒体CD-Rを全て破砕した旨を口頭で報告したとのことである。また、非通知申出者に係る情報としては、文書2と、LASDECに渡した記録媒体CD-R以外に記録したものはなく、前者は既に情報システム課にてデータの消去を実施したことから情報は既に存在しておらず、加えて、この記録媒体CD-Rは既に破砕し存在していないことから、これらの情報が残存している可能性は一切ないとのことである。

このため、当審査会において当該担当職員の出張命令簿を提出させ見分したところ、当該担当職員は平成19年2月15日及び平成19年2月28日にLASDECに出張をしていることが確認された。

このような実施機関の説明に不合理な点は認められず、その他に削除対象データの存在を推認させる事情も認められなかった。

(イ) なお、本件請求の対象行政文書の特定については、実施機関と申立人との間で開示請求書に記載された「リスト」という言葉に対する認識が異なってい

ることが要因となって、請求対象文書の範囲やその内容について両者の間で齟齬が生じており、異議申立ての争点が不明瞭になっている。さらに、実施機関の対象行政文書についての説明は、一般市民にとっては理解が困難なものであり、申立人に無用な不信感を募らせる結果となっている。今後、実施機関におかれては請求の内容を十分に確認した上で適切な対応をすることを望むものである。

(4) 結論

以上により、実施機関が、本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実



《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年10月22日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成21年11月6日 (第89回第三部会) 平成21年11月12日 (第156回第一部会) 平成21年11月13日 (第159回第二部会)	・諮問の報告
平成21年11月24日	・異議申立人から意見書を受理
平成21年11月27日 (第160回第二部会)	・審議
平成21年12月11日 (第161回第二部会)	・審議
平成22年1月15日 (第162回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成22年1月21日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成22年1月26日 (第163回第二部会)	・審議
平成22年2月12日 (第164回第二部会)	・審議
平成22年2月26日 (第165回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成22年3月5日	・異議申立人からの意見書(追加)を受理
平成22年3月15日 (第166回第二部会)	・審議
平成22年3月26日 (第167回第二部会)	・審議
平成22年4月14日 (第168回第二部会)	・審議
平成22年4月28日 (第169回第二部会)	・審議